

- ①会計 若干名、②庶務 若干名、
③編集 若干名

1. 会計は一般会計事務を行い、当該年度終了後は速やかに会計監査を受けなければならない。
2. 会計は役員会及び代表幹事会より要請があった場合には、何時でも会計報告を行わなければならない。
3. 庶務は会員の動向を掌握すると共に一般事務を行う。
4. 編集は会員名簿及び会報誌その他の刊行物の編集を行う。

第八章 顧問

第13条 本会は必要に応じて顧問を置くことができる。

1. 顧問は役員会で指名し、代表幹事会の承認を受けるものとする。
2. 顧問は本会の諮問に応じる。

第九章 会議

第14条 本会は、次の会議を行う。

- ①総会 ②代表幹事会 ③役員会
④委員会

第15条 1. 総会は本会の最高の決議機関であり、毎年1回開催する。
2. 会長が必要と認めるとき及び代表幹事会の議決により臨時総会を開催することができる。

第16条 1. 代表幹事会は各回代表幹事、学校幹事及び支部長をもって構成する。
2. 代表幹事会は会長、幹事長及び代表幹事会構成者10名以上の要請により開催することができる。
3. 緊急を要する事項については、代表幹事会の決議をもって最終決定とすることができる。但し、その決議事項については次回の総会に報告し承認を受けなければならない。

第17条 役員会は会長、副会長、幹事長、副幹事長及び事務局長をもって構成し、会長が必要に応じて開催する。

第18条 1. 会長は必要と認められた場合、委員会を設置することができる。

2. 委員会の委員は会長が委嘱する。

第19条 総会、代表幹事会、役員会の議長は会長がこれをつとめる。

第20条 総会、代表幹事会及び役員会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

第十章 支部

第21条 1. 本会は各地に支部を置くことができる。

2. 各支部では規約を設け、役員会の承認を受けなければならない。

第十一章 会計年度

第22条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第十二章 細則

第23条 本会則の改正は総会に提案し、出席者の三分の二以上の賛成をもって成立する。

第24条 本会則に必要な細則（内規）は代表幹事会に提案し、出席者の三分の二以上の賛成をもって成立する。

附 則 1. 本会則は昭和34年5月24日より施行する。

2. 本会則は平成12年4月1日改正する。

3. 本会則は平成17年7月10日改正する。

細 則（内 規）

手当の支給

第1条 「会則」第七章 事務局 第11条及び第12条に従事する者に対し、「手当」を支給することができる。

旅 費

第2条 会長の命を受けた者にたいし、旅費を支給することができる。

第3条 旅費は長崎県旅費条例に準ずるものとする。

第4条 近距離、日帰りの旅費については交通費のみ支給することを原則とするものとする。

慶弔規則

第5条 本会は別に覚書として慶弔規則を定める。